

中間市特定不妊治療費助成事業のご案内

全て保険外診療となった特定不妊治療に要する費用について、費用の一部を助成します。

■ 対象者 以下の全てに該当する方

- ◆ 中間市民の方（夫または妻の一方でも可、事実婚も含む）
- ◆ 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があった方
- ◆ 令和4年4月1日以降に治療を開始した方

■ 助成額・助成回数

全て保険外診療で特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を実施した場合、1回の治療あたり上限5万円を助成します。

- ◆ 助成回数：（妻の年齢が43歳未満）6回まで、（妻の年齢が43歳以上）3回まで
- ◆ 注 意：1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から妊娠確認までです。
採卵を伴わない治療については、①以前に凍結した胚を胚移植した場合、②採卵したが卵が得られない等により治療を中止した場合、③採卵準備前に男性不妊治療を行った場合において精子が得られない等により治療を中止した場合のみ対象です。

■ 手続きの流れ

次の書類を中間市こども家庭センター（母子保健係）に提出してください。審査後、約1か月～2か月を目安に、金融機関の口座に振り込みします。

※1回の治療が終了した日の属する年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に申請してください。
ただし、治療終了日が3月の場合は、5月31日まで。

- 【必要書類】
- ☐ 中間市特定不妊治療費助成事業申請書兼請求書（第1号様式）
 - ☐ 中間市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）
※治療を受けた医療機関で証明を受けてください。
 - ☐ 特定不妊治療費に係る領収書
※対象となるのは、治療期間内の保険適用外の領収書に限ります。
 - ☐ 婚姻関係にあることを証明できる書類（戸籍抄本等）
※夫婦とも中間市に住民票がある方は提出の必要はありません。
 - ☐ 事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合のみ）
 - ☐ 運転免許証、マイナンバーカードなど申請者の確認書類

【問合先】

中間市こども家庭センター（母子保健係） ☎ 093-245-8717

住所 中間市通谷一丁目36番10号 ハピネスなかも内